

美作監査第 13号
令和6年8月16日

請 求 人 様

美作市監査委員 東 内 義 典
同 和 田 広 宣

美作市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和6年6月17日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された美作市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により下記のとおり通知する。

記

第1 請求の受付

1 請求人

（省 略）

2 請求書の提出日

令和6年6月17日

3 請求の内容

請求人の提出した美作市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）の内容は次のとおりである。

美作市職員措置請求書

作東公民館の工事に関する措置請求の要旨

1. 作東公民館の増額変更契約は、文教厚生委員会でも多くの疑問点が指摘されたが、一般市民には情報不足で市議会議員方以上の不明点が生まれ行政不信になり、公金の使い方が真に正しいのか疑問が出ている。

このたびの変更契約の元は、設計業者の能力不足からきていると思います。建築確認審査や消防法の指摘で変更したとのことであるが、これは設計業者の能力不足が如実に表れた証拠であります。なぜ数年前に武蔵子ども園の設計監理で疑問視された業者が再び

設計業者となったのか、大いなる違和感と疑問が生まれますので、業者選定の方法とプロセスを精査願います。

2. 次に、商工会の建物を市の公金で解体撤去することや、市が建設した公民館の中に商工会が入ることは公金の違法支出と思われる。

商工会は市とは異なる別法人であり、また構成団体も異なります。商工会のあった敷地は元々行政のものであり、その土地を無償貸与していたものを市に返還する場合は、商工会が更地にして返還するのが一般的である。市が撤去するのは賃貸借契約書によるものかまたは何か理由があるのか。商工会や町村の合併で構成団体の変更などがあると思うが、現在の美作市を考えると違法な公金支出と言わざるを得ないのではないか。

また、新公民館に商工会が入ることは合理的ではあるが、建築面積の費用負担がどうなっているのか、行政との関りが非常に強い団体の一つであるが、構成団体も異なり維持管理も含め、市民の公金が負担割合以上に必要になるように予測される。

3. 工事請負契約を締結すると、建設業法で施工計画書を最初に作成して、発注者つまり市に提出するようになっております。

このことは、建築確認時に指摘された構造補強を早い時期から請負業者も市も認識し工事を進めていたことになります。しかしながらその予算は1年以上たってから提案されており、つまり工事の契約金額にない状態であり不自然であります。公金の支出でありますので、時系列にて精査を願います。

英田保育園新築工事に関する措置請求の要旨

1. 武蔵子ども園と比較して英田保育園の方が面積が大きい理由はなぜか、建築年度も数年しか変わらないのに何があるのか、根拠法令の変更になったのが理由であるのならば理解できるが、市民は全ての地域でサービスも負担も平等・公平でなければならない。
2. 英田保育園と武蔵子ども園と比較すると、面積は英田保育園の方が広いのに工事請負金額は低い、昨今は物価上昇の影響が大きいとも言われていますが、構造上の問題であるのか何が理由なのか。

大還橋井せき移設後維持管理に関する措置請求の要旨

1. 市では、大還橋下流の井堰を移設して、その後の費用負担を受益者からは求めず行政が全て行うと明言されていますが、市内には多種多様な様式の井堰やため池があるがなぜ大還橋井堰だけに補助をするのか疑問である。市はパネル税導入でその財源とすると説明されていたが、パネル税導入は暗礁に乗り上げているし、またパネル税が導入されても公金の使い方には公平・公正でなければならないはずである。

請 求 者

住 所 (省 略)

氏 名 (省 略)

地方自治法第242号第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年6月17日

美作市監査委員 様

4 補正書の提出について

本件請求書において、違法・不当と主張する財務会計行為の具体的な内容や求める措置の内容が明らかでないため、補正書、再補正書、再々補正書の提出を求めた。

令和6年7月5日に提出された補正書の内容については次のとおりである。

令和6年7月5日

美作市監査委員 様

請求人 (省 略)

補正書

請求の要旨

1 作東公民館の工事に関する措置請求の要旨

1 項目

- ・ 誰の行為 市長及び教育長
- ・ 財務会計上行為 契約の締結 公金の支出（公民館の工事の変更増）
- ・ 委託業者の選定についての疑義

武蔵子ども園において、設計監理監督業務を美作市から受託して工事の監督をしていたにもかかわらず、ラップルコンクリートの撤去を行わせたなどの業者であり、責任を全て下請け業者に負わせ、それに伴い下請け業者の保険金受領は行われたが、事実下請け業者は倒産に至った。

正に設計業者の管理監督責任を放棄したことにより、受託者の能力不足が如実に現れ、普通であれば美作市においてなにがしかのペナルティーが科せられ、その事により作東公民館の設計委託の資格が無理だと推察されるが、なぜかペナルティーも無くその結果において建築確認審査や消防法の指摘があった。

委員会の中でも、職員では設計をする能力がないので外部発注したがこのようになった、との説明もあり市も業者の能力不足を認めているのに、その責任について明言されないのは不思議なことである

また、工事の進捗の遅れで埋め戻し土の移動が必要になったとの説明あったがどのような経過であるのか、計画との相違点や責任は何にあるのか。

- ・どのような措置を求めるのか

設計業者の瑕疵及び市の損害に対する補填

2項目

- ・誰の行為 市長
- ・財務会計上行為 財産の取得 契約の締結 公金の支出
- ・不適當の理由

商工会の建物を無償譲渡と説明がなされているが、建物の価値・利用目的などの説明が無く、譲渡後解体撤去を市の財源で行うとの説明であるが非常に不可解である。元々商工会が建っていた土地は市の所有物件であり、そこに土地を無償で貸与し、そこに商工会が建物を建てたと解釈しているが、もしそうであるならば貸与時の契約内容はどのようなものか。建物を借地の上に建築した場合には建物の持ち主が撤去して土地を返還するのが普通であるが、この度は市が撤去費用を持つこと理由は如何の事か、正に市の財源を浪費しているのではないか。そして市に財産の寄付を受けるには色々と手続きが必要と思われる（市に不必要な財産は市は受け取らない。）適正に事務処理が進められたか疑問が生まれ、不当な公金の支出ではないか。

また、新公民館に商工会が入っているが設計監理・建築費や維持管理費の負担割合は合理的に計算されているのか、令和5年12月に落成式を行い令和6年から3か月の使用が終了、商工会との契約内容と実数との比較はどうか令和5年度の決算数値が出ている時期と思われる。建築関係費用や維持管理の費用に美作市が不利益な状況になっていないかの精査を求める。

- ・どのような措置を求めるのか

市の損害に対する補填

3項目

- ・誰の行為 市長及び教育長
- ・財務会計上行為 契約の締結
- ・不適當の理由

「作東公民館の建築確認審査・消防設備審査の指摘を入札後に設計変更を行った。」これは法的には問題ないと説明されているが、工事の入札・契約・進捗状況や予の執行状況を勘案すると、まず入札が令和4年7月 変更の予算提案令和5年9月 落成式が令和5年12月になっています。しかし、建築確認時の指摘のある構造補強は外壁などの工事の前に施工され、工事の進捗については建築業法に施工計画書の作成が明記されているとおりであるので、市や設計業者承知していたはずである。

建築業法・市の各条例・規則等に照らしても予算が無いのに発注は出来ないはずであり、例えば施工順序を変えたとしても問題であり予算主義を無視して自分たちのご都合

主義になっている。この一番の問題は建築確認の審査が終わらない中での入札であり、自分たちの都合の良い過大解釈な法解釈を行い不当な事務処理を行ったと言わざるを得ない。

- ・どのような措置を求めるのか

遵法精神の構築

英田保育園新築工事に関する措置請求の要旨

1項目 2項目

- ・誰の行為 市長及び教育長
- ・財務会計上行為 契約の締結及び公金の支出
- ・不適當の理由

美作市民行政に対し等しく負担とサービスを受ける権利があり、教育環境においても同様であり、その上に日本国憲法においても教育の理念が示されている。しかしながら、建築年限の数年の違いにもかかわらず、武蔵子ども園と英田保育園の面積規模が住民や児童数に比例していない規模の園舎が建てられているのが不思議であり、この根拠が不明である。

また、英田保育園の方が面積が広いのに工事額が低い、私には個々の設計図書を比較することが困難であるので、想像しかありませんが英田保育園が単価の安い製品を用いたのか、若しくは武蔵子ども園が設計単価に誤りがあったのかしか想定されません。

表面的な数値で地域間に格差がある、不公平だとの声が渦巻いています、令和5年度の決算数字が確定した時期でもありますので、精査をしていただいて市民が地域間でもめないようにして頂きたい

- ・どのような措置を求めるのか

市内一円の機会均等になるようにしてもらいたい。

不利益があったならその是正。

大還橋井せき移設後の維持管理に関する措置請求の要旨

- ・誰の行為 市長
- ・財務会計上行為 公金の支出
- ・不適當の理由

大還橋井せきを撤去した後、井せきの代わりにポンプを設置してその維持管理費用を全て市が負担すると説明され、令和5年度の当初の予算では原・山口地区ポンプ施設管理事業として、3,010千円の予算がなされているが、どのような根拠でされた予算かは不明であるが、私は違法であると思う。憲法において法の下での平等が明記され、美作市が支払いの根拠として例え条例等を整備していても憲法に反する市の条例等は無効である。

しかしながら、市内に多く存在する同条件の施設（可動せき・ポンプアップの費用な

ど)を市の管理で管理費を市の負担するのであれば同一条件となり違法ではないが、この事を市民に知らしめていないし、予算化も出来ていない。

すなわち、一か所の井せき組合だけ優遇し不公平であり、法の下での平等の原則に違反している。

- ・どのような措置を求めるのか

公費で支払った費用の全額補填

添付書類

(別紙)

令和6年7月17日の再補正書の内容は次のとおりである。

令和6年7月17日

美作市監査委員 様

請求人 (省 略)

再補正書

令和6年7月12日付けで、住民監査請求の再補正書を頂きましたが、私は契約の内容・期日等について詳細を知り得る立場にありませんし、情報公開をしても個人情報の観点や文章がない事から全ての内容を把握できない事もあります。この事を踏まえ、法の趣旨は監査請求の怠る事実については相当な確実性をもって予測される場合を含むとされ、事実大阪市においては報道記事でも認めており、事業の内容を適格に指摘すればそれで理解できると思います。

このたびの事実証明としては、予算書やそれに付属する書類、委員会議事録を添付しておりますので確実性が非常に高いものですので、令和5年度の決算の内容を精査していただければ、全て費用の支払いがあります。

また、この度の監査の項目は、多くの市民が自分たちの感性と行政の運営の差が大きくその事業の方向性に問題があることや、無駄な費用があるのではないかと公平差が無いかなどの事業を監査委員の見識で判断を仰ぐものです。

公金の支出に対し、法に照らし事務処理が適正にされ且つ市の無駄な支出が無いかを監査委員の判断を仰ぐものであり、住民監査請求の趣旨を理解していただきたい。

請求の要旨

1 作東公民館の工事に関する措置請求の要旨

1 項目

公募型プロポーザル方式で(株)宮崎建築設計事務所に決定した、この(株)宮崎建築設計事務所はむさしこども園新築工事の管理監督が不十分で問題が発生した業者でもあります。

一般的に言えば、なぜこのような業者を選定して建築確認審査や消防法の指摘を受け、契約変更に至らなければならなかったのか、その責任はだれにあるのか、契約書の内容はどうなっているのか、その中に契約の違約金などについての記載はどうなっているのか。

一般的な表現であるが、個人がこの業者と契約していたならば、契約金額の一部の不払いをしているであろうし、その前の契約そのものをしていないであろう。市長も業者の能力不足を委員会で発言している。

参考までに、むさしこども園は令和2年度工事施工であり、同じ年度中に作東公民館のプロポーザルを行い、(株)宮崎建築設計事務所に決定したのが不思議である。

2 項目

令和5年9月11日開催の文教厚生委員会で、補正予算の説明で「商工会の建物を無償譲渡していただき、市において取り壊す」と説明されています。

先ほども述べましたが、私たちの情報は予算資料であります。

まず、商工会の建物を無償で市に譲渡の問題ですが、市のメリットが無いと思われませんがいかがですか、最初の建築当時の契約はどうなっていたのか、そしてこの度の建物譲渡の契約内容や価値はどの様な算出をしてあるのか、譲渡の手続きは適正にされているのか、大いに疑問が生まれるがどのようになっているのか、市においてはメリットが無くデメリットだけであるならば、背任行為があったと言わざるを得ません。

また、複合施設である新作東公民館の市と商工会との契約は適正になっているのか、設計・工事費・維持管理費（共用部分も含め）契約内容や決算内容は適正になっているのか。

3 項目

不思議な表現であるので理解しがたいが、まず、行政の事務執行は各種法令・規則の順守をしなければならないとっております。

この度の工事発注での問題は、建築確認申請前の発注であり最後の完成間際に契約の変更をしてつじつまを合わせたことが、違法ではないのでしょうか。

文教厚生委員会でも、質疑や疑問点が議員から出たが、エレベーターの躯体の構造補強などが建築確認審査で指摘されたことが入札後であるので問題となっている。

工事の発注の順序は大まかに言えば、設計が完了・入札・契約（市では議会の議決）・完成となる。

この度の工事は建築確認審査前に入札を行い、契約は建築確認審査後に前に済みます

ようになっているので法的に問題ないと説明されているが、入札後の行政の議会議決などの流れと、建設業法の施工管理計画書などの流れを照らし合わせると違和感が生まれる。

その第一はエレベーターの躯体の構造変更である。この変更工事を何時したのか、そして同額の減額変更何を何時したのか、施工管理計画書と契約書を比べると理解できるはずである。つまり、発注していない工事を業者にさせ、後で精算させたと言わざるを得ないし、防火対策にしても同じと考える。

また、令和5年9月19日の文教厚生委員会での指名委員長(副市長)の発言では「工事の着手までに建築確認の事前完了をすとなっているが、入札や契約の締結をしてはならないと明記していない。」といわれているが、建設業法では契約の締結後速やかに施工計画書の提出が定めてある。この度の工事では令和4年8月3日入札、同8月19日仮契約、同9月1日日本契約、同9月7日確認申請完了となっている。これはどのように解釈しても日にち的に矛盾が生じ、結果的に法令違反との指摘を拭い去ることはできない。

英田保育園新築工事に関する措置請求

1項目、2項目

意味不明の内容であるので、私の思いで記すと令和5年度に発注の英田保育園の受注業者と美作市の契約のことであり、工事完了後は契約の内容に基づいて支出されるであろう、施設の内容が機会均等になるようにしてもらいたいし、むさしこども園(令和2年工事)が不利益があったならその是正をしてもらいたい。

大還橋井せき移設後の維持管理に関する措置請求の要旨

原・山口地区ポンプ施設管理事業として、3,010千円の予算がありますが、これは大還橋井せき移設後の水を水路にポンプアップする光熱費だと聞いています。

この工事を行うにあたり、作東支所の職員が原・山口地区に説明に行き、「市の費用で全て管理を行い地元負担は求めない。」と説明していると聞いている。これが事実であり他地区に同様なものが無ければ、正に背任行為そのものではないか。

令和6年7月29日の再々補正書の内容は以下のとおりである。

令和6年7月29日

美作市監査委員 様

請求人 (省略)

再々補正の提出について

令和6年7月26日付けで、住民監査請求の再々補正書を頂きましたが、監査委員の職務は「監査委員は、独立した執行機関で、市民に代わって市民のために、地方公共団体の財務事務や事務の執行等の行政運営が、公正で合理的かつ効率的に行われているかについてチェックを行う。」となっており、一方住民監査請求とは地方公共団体に違法若しくは不当な財務会計上の行為があると認められる場合に、その住民が居住する地方公共団体の監査委員に対して、監査ならびにその行為に対する必要措置の実施を請求することができる制度である。この二つの制度を一般的に表現すれば、監査委員の職務で全体の監査を行い尚且つ住民の疑問点が生まれた場合にその内容を精査するものであると理解しているが、この度の住民監査請求においては、理解しがたい補正書の提出を求められている。

なぜでしょうか、今までの請求書や添付資料を精査すれば、私の主張は理解できるはずであるし、予算書・決算書や市の条例・規則、関係契約書を見れば私たちの主張が正しいのか若しくは間違いであるのか判断できるのではないかと、住民監査請求書を出した後に、度々の補正書の提出を求められているが、意味不明である。

住民監査請求書は事実確認性の解る資料を求められており、これは新聞記事でも良いとなっており、それ以上の契約書の相手方や内容は監査委員として確認すべき職務であり、それを申請者に求めるとはどのようなことかと要らぬ想像を働ぐるものである。私たちより監査の方が職務から考えて、十分に理解できる立場にあるはずではないですか。

以上の理由により、何度再提出の指示を頂いても、これ以上のものは提出できません。

5 請求の受理

本件措置請求の内、「作東公民館の工事に関する措置請求 2及び3」「大還橋井せき移設後の維持管理に関する措置請求」については法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和6年8月2日に、請求書の日付けでこれを受理することを決定した。

第2 監査の実施

1 監査の実施事項

- (1) 教育委員会の事業である作東公民館の工事に関し、駐車場予定地の市所有の土地にあったみまさか商工会作東支所の建物について無償で譲渡され、市の予算で解体工事を行ったことについて、違法または不当であるか、市に損害が発生したか否かを監査の対象とした。
- (2) 作東公民館新築工事請負契約について、各種法令規則に照らし合わせ、違法不当であったのか否かを監査対象とした。
- (3) 大還橋井せき移設後の原・山口地区ポンプ施設の維持管理費を美作市が支出することについて、違法・不当であったのかを監査の対象とした。

2 監査対象部局

- (1) 教育委員会
- (2) 教育委員会
- (3) 農林政策部

3 関係職員から陳述

令和6年8月7日・9日・13日に関係職員から陳述の聴取を行った。

陳述の要旨は、おおむね次の通りである。

- (1) みまさか商工会作東支所建物は、美作市の所有する土地に「土地無償貸付契約書」に基づき、みまさか商工会が建てた建物である。その土地を作東公民館の駐車場とするため立退きの交渉を行ったものである。

「土地無償貸与契約書」には美作市の都合による立退きに関する条項はなかったため、双方協議の結果、立退きに関する補償料を求めない代わりに建物を美作市に無償で譲渡し、美作市において解体工事を行うこととなった。

みまさか商工会作東支所建物の残存評価額や補償の額と解体工事費用、みまさか商工会で原状回復し美作市に返還した場合と美作市で解体工事をおこなった場合の工期など様々な要因を考慮した結果、無償譲渡の後、美作市で解体工事を行った方が適当であると判断した。

無償譲渡に伴う事務手続きについては、全て適正に処理していた。

作東公民館の事務室をみまさか商工会作東支所事務室として使用させるにあたり、双方協議の上賃貸契約を取り交わしており、使用料については美作市財産条例第3条「行政財産の目的外使用」を参考に算定し適切な費用を負担してもらっている。

- (2) 作東公民館の新築工事については、令和4年7月1日に建築確認の事前審査申請を行い、同8月3日入札、同9月1日契約、同9月7日確認審査申請、同10月7日確認審査完了となっている。確認申請については、建築基準法において「当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は建築副主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。」となっており、2月21日の作東公民館建物新築工事の着手日前に確認審査は完了している。

増額の変更契約については、補正予算の議決が令和5年9月22日、契約締結が同9月27日であり、補正予算後の契約締結となっている。

- (3) 大還橋井堰を撤去し、原・山口地区ポンプ施設を設置した経緯については、江見地区から、防災上の観点から井堰の改修に関する要望書が提出されていたが、この井堰の受益者は原・山口地区であった。

平成21年災において、江見地区は吉野川の増水により甚大な被害を受けて

おり、市では井堰を可動堰等に改修した場合や井堰を撤去しポンプ施設を設置した場合の費用などを比較検討した結果、井堰撤去後ポンプ施設を設置する方法を採択した。

この事業は防災上の観点から治水対策を目的とした市の施策であり、美作市は原水利組合及び山口水利組合と覚書を取り交わし、このポンプ施設の利用を認めるものである。

施設の利用に伴い、原・山口の両水利組合には、ポンプの運転に関すること、目視で確認できる点検・掃除に関すること、河川増水時の維持管理に関することなど、大還橋井堰を利用していた時と同程度の負担を求めた。

第3 監査の結果

1 結論

本件各契約、支出について判断した結果

- (1) みまさか商工会作東支所解体撤去に関する財産の取得・契約の締結・公金の支出について、いずれも違法・不当ではなく、市の損害は認められなかった
- (2) 作東公民館新築工事に関する契約について、違法・不当の事由は認められなかった。
- (3) 原・山口地区ポンプ施設の維持管理費を市が公金で支出することは、この施設が設置された経緯を鑑みるに、違法・不当とは認められなかった。

よって、請求人の主張には理由がないものと判断されることから、本件措置請求について、これを棄却する。

第4 意見

監査の結果については以上の通りであるが、市長及び教育長に対し、今回の監査を通じ次の意見を述べることにする。

本件措置請求において監査の結果、請求人が主張する違法・不当にはあたらず、また美作市に対する損害も認められなかったため棄却としたが、市民の声に耳を傾け、丁寧でわかりやすい説明や、透明性があり手順を踏んだ行政の実施に努められたい。